

# 環境影響評価公聴会を開催します

令和 8 年 8 月 1 4 日  
埼 玉 県

- 1 公聴会の件名  
東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設プラント更新事業に係る環境影響評価  
公聴会
- 2 公聴会の日時及び場所

| 日 時                                | 場 所                                                |
|------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 令和 8 年 9 月 1 1 日(金)<br>9:30～11:00  | 松伏町役場 第二庁舎 3 階 3 0 1 会議室<br>北葛飾郡松伏町大字松伏 2 4 2 4 番地 |
| 令和 8 年 9 月 1 1 日(金)<br>13:00～14:30 | 吉川市役所 庁舎 3 階 3 0 3 会議室<br>吉川市きよみ野一丁目 1 番地          |
| 令和 8 年 9 月 1 1 日(金)<br>15:30～17:00 | 越谷市役所 第三庁舎 4 階 環境経済部会議室<br>越谷市越ヶ谷四丁目 2 番 1 号       |
- 3 意見を聴こうとする事項  
環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見
- 4 申し出  
公聴会で意見を述べたい方は、令和 8 年 8 月 2 4 日（月）までに、住所、氏名、  
連絡先電話番号、対象事業の名称、意見の概要を明記した公述申出書を埼玉県環境  
部環境政策課まで持参、郵送、またはファックスで提出してください（必着）。  
公述申出書は埼玉県環境部環境政策課ホームページのほか、各市町村の担当窓  
口、県環境政策課で配布しております。  
なお、公述申出者がいない場合、公聴会は中止となりますので、傍聴を希望され  
る方は、事前に開催の有無を県環境政策課へお問い合わせください。
- 5 公述申出書提出先・お問い合わせ先

埼玉県環境部環境政策課 企画調整・環境影響評価担当  
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3 丁目 1 5 番 1 号  
電話：048-830-3039  
ファックス：048-830-4770